

帰国者と帰国者を受け入れる方々へのお願い ～新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて～

新型コロナウイルスは今や世界的に感染が拡大しており、日本においても海外からの帰国者による感染が各地で相次いでいます。現在、欧米諸国や、中国、韓国、東南アジアなどからの帰国者に対する検疫が強化されており、健康状態に異常のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など）で14日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しないことが要請されています。

海外から帰国された方と、帰国者を受け入れる県民の方々におかれては、感染拡大を防止するため、次の点についてご協力をお願いします。

1 海外から帰国された皆様へ

(1) 入管法に基づく入国制限対象地域から帰国された皆様

入管法に基づく入国制限がなされている国や地域（イタリア、スペイン、フランス等）から帰国された皆様には、指定された場所（自宅など）で14日間待機し、体温測定を毎日行うなど、ご自身の健康管理にご注意いただくとともに、保健所等による健康観察にご協力いただくようお願いいたします。

(2) (1)以外の地域から帰国された皆様

入管法に基づく入国制限がなされている国や地域以外から帰国された皆様には、(1)と同様、指定場所（自宅など）で待機し、健康管理にご注意ください。

あわせて、帰国した旨を住所地所在の保健所にご連絡いただくようお願いいたします。

咳や発熱等の症状が現れた場合は、マスク等を着用するなどし、他の人との接触を控えるとともに、帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）にご相談ください。

2 帰国者を受け入れられる皆様へ

帰国者を受け入れられるご家族やご親戚等の皆様にもご協力をお願いします。待機生活中は、帰国者の健康管理に協力し、外出を控えるよう促してください。

帰国者に咳や発熱等の症状が現れた場合は、帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）にご相談ください。

ご家族など帰国者を受け入れる周囲の方におかれても、手洗い等の徹底に加え、食事を別々にとるなど接触を限定していただくとともに、定期的に換気を行うなど、ご自身の健康管理に努めてください。

令和2年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三